

金沢大学附属図書館受入資料取扱基準

図 書 館 委 員 会

平成 17 年 3 月 16 日

(趣旨)

第 1 この基準は、金沢大学附属図書館（以下「図書館」という。）が受入れる図書館資料（以下「資料」という。）の適切な管理・運用を図るため必要な事項を定める。

(定義)

第 2 本基準でいう資料とは、印刷その他の方法により複製した文書又は図画、又は電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法により、文字、映像、音を記録した物品として管理が可能なもの（ただし、紙媒体以外の CD-ROM、マイクロフィルム、ビデオテープ等を含む）をいう。

(区分)

第 3 資料は、図書又は消耗品とし、次の各号により区分する。

- (1) 図書は、当該資料が長期にわたり本学の教育・研究の用に供されるためのものであり、資産として計上する。
- (2) 消耗品は、当該資料の取得時における使用予定期間が 1 年未満のものであり、資産として計上せず費用として処理する。なお、消耗品として受入れた雑誌類を合冊製本した場合は、その時点で現物管理の観点から図書に計上し、製本に要した経費をもって資産額とする。

(目録・装備)

第 4 資料は、図書又は消耗品図書の区分に応じ、次の各号により目録情報の作成及び装備を行うものとする。

- (1) 図書には、蔵書印の押印、タトルテープの装着、請求番号ラベル及び図書 ID 番号（備品番号）ラベルの添付等の装備を行い、全国目録所在情報(NACSIS-CAT)及びローカル目録情報を作成する。
- (2) 消耗品図書には、蔵書印シールの添付のみとし、目録情報の作成、タトルテープの装着、請求記号ラベル及び図書 ID 番号ラベルの添付は行わない。

(図書)

第 5 図書の範囲は、次の各号による。

- (1) 附属図書館が本学の教育・研究上必要な資料として、1 年以上保存する資料。
例：単行書、全集、叢書、年鑑、年報、白書、会議録、統計書、製本済雑誌等
- (2) 耐久性に劣る資料であるが、内容的に資料価値の高いもので、製本等によって長期保存とする資料。
例：和（漢籍）古書、西洋古典籍、古地図等。
- (3) その他、消耗品図書以外の資料。

(消耗品図書)

第6 消耗品図書として扱う資料の範囲は、次の各号による。

(1) 未製本の逐次刊行物及び合冊製本を前提とする講座又はシリーズ扱いの分冊図書。

例：商業雑誌，学会誌，紀要，研究報告書等

(2) 後日完全な内容で刊行されることが確実な一時的又は速報的な出版物。

例：抜き刷り，予稿集，予備版等

(3) 事務用及び職員研修用資料等で，消耗度が激しく，かつ保存の必要がないもの。

(4) 簡易な装丁又は形態で刊行され，頻繁な使用に耐えず，長期間にわたる管理が困難なもの。

例：一枚もの地図及び楽譜，カード類，加除式資料の追録等

(5) 逐次改版され内容が更新されるもので，内容的にみて研究室等で利用に供する場合に長期保存を必要としないもの。

例：職員録，人名録，操作マニュアル，データ集，各種試験問題集，カタログ，視聴覚資料等

(蔵書統計)

第7 蔵書統計には，図書に区分された新規受入資料を加算する。

付則

1 この基準は平成17年4月1日から施行する。

2 金沢大学附属図書館資料受入基準（平成58年3月18日制定）は、廃止する。